

～はじめて特別支援教育コーディネーターになった方へ～

# 特別支援教育コーディネーター 連携ハンドブック

このハンドブックは、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等の特別支援教育コーディネーターの参考となるよう、『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～』（文部科学省平成29年3月）を参考に作成しました。



心のバリアフリーの伝道師  
「かくかくさん」



特別支援教育課  
マスコット「とくしか」

ハンドブックはリングファイルなどにとじて常備し、必要な際に適宜参照してください。同じファイルに研修資料も一緒にとじこむと、業務の引継ぎ時にも参照しやすく便利です！

はじめて特別支援教育コーディネーターになった方向けの資料です。各校の体制に応じてご活用ください。

山形県教育局特別支援教育課  
令和7年4月

※このハンドブックは山形県ホームページに掲載されています。  
(<https://www.pref.yamagata.jp/700027/tokubetusien/renkeihandbook.html>)



## 目 次

☆特別支援教育コーディネーターの役割.....	2
☆特別支援教育コーディネーターの一年間（例）.....	3
☆多様な学びの場～特別支援学校・特別支援学級・通級による指導・通常の学級～.....	4
Q1 年度始めには何をしますか？.....	5
Q2 学級担任からどのような情報を収集しますか？.....	6
Q3 校内委員会での役割は何ですか？.....	7
☆コラム 教育的ニーズの把握について.....	8
Q4 Q3の校内委員会の役割について、もう少し具体的には.....	9
☆コラム 「やまがたサポートファイル」について.....	11
Q5 外部の関係機関との連絡調整とは、どのようなものですか？.....	12
Q6 保護者に対する相談窓口とは、どのようなものですか？.....	13
Q7 巡回相談では、どのような相談ができますか？.....	14
Q8 児童等の実態把握は、どのように行いますか？.....	15
☆コラム みんなで「次の一手」を考えるために.....	16
Q9 よく使う用語には、どのようなものがありますか？.....	17
☆関係機関一覧.....	23

データ上では「目次」の項目をクリックすると見たいページに移動できます。

説明に関連する項目が参照できるようリンクを付けたり、関連サイトが閲覧できるよう二次元コードを載せたりしています。



「ぎきょうさん」

※本ハンドブックでは、「コーディネーター」の略表記として「CO」を用いています。



「こうきょうかつぱさん」



## 特別支援教育コーディネーターは こんな役割を担います

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。

### 1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

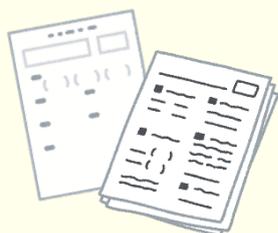


学校内の関係者との  
連絡調整



外部の関係機関  
との連絡調整

ケース会議の開催



個別の教育支援計画及び  
個別の指導計画の作成に  
関する連絡調整



保護者に対する  
相談窓口

### 2. 各学級担任への支援



各学級担任からの  
相談状況の整理

各学級担任とともに  
行う児童等理解と  
学校内での  
教育支援体制の検討



進級時の相談・協力

### 3. 巡回相談員や 専門家チームとの連携

巡回相談員との連携

専門家チームとの連携



### 4. 学校内の児童等の実態把握と 情報収集の推進



## ☆特別支援教育コーディネーターの一年間（例）

4月	引継ぎ資料の整理 関係機関との連絡調整 児童等の実態把握・情報収集
5月	校内委員会の開催 調査等への回答
6月	校外研修会への参加
7月	保護者面談の資料提供・参加等
8月	
9月	校内研修会の実施
10月	校外研修会への参加
11月	
12月	校内委員会の開催 保護者面談の資料提供・参加等
1月	
2月	校内委員会の開催
3月	保護者面談の資料提供・参加等 新入生に関する情報収集 支援に係る年間計画の作成

校内委員会等において、支援が必要だと判断された児童等については…

- ・ アセスメントツール等を用いた教育的ニーズの把握
- ・ ケース検討会
- ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に関する業務
- ・ 巡回相談や専門家チームへの連絡調整…などの対応を行います。

【個別の教育支援計画・個別の指導計画⇒p 10】

【外部関係機関との連携⇒p 12】

また、随時行うこととしては、

- ・ 職員会議等での情報提供
- ・ 実態把握のための授業参観
- ・ ケース会議の設定・運営…などもあります。



児童等の状況によっては、急遽の対応をしなくてはならない場合もあります。「校内委員会」「引継ぎ会」など、年間計画で予定されているものについては早めに準備しておきましょう。



巡回相談員や専門家チームとの連携については、「何か起きてから」ではなく、「日常的な相談」を心がけ、年間計画に位置付けておく工夫もあるとよいでしょう。

### インクルーシブ教育システムを推進するために… 「インクル COMPASS」も参考になります。

学校等がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を自分たちで把握し、次の取組みにつなげるための手掛かりを得ることを目指して国立特別支援教育総合研究所が作成したツールが「インクル COMPASS」です。



校内支援体制を見直すことができる「チェックを行うシート」等も用意されています。長期休み中など、時間に余裕のあるときにチェックしてみてください。

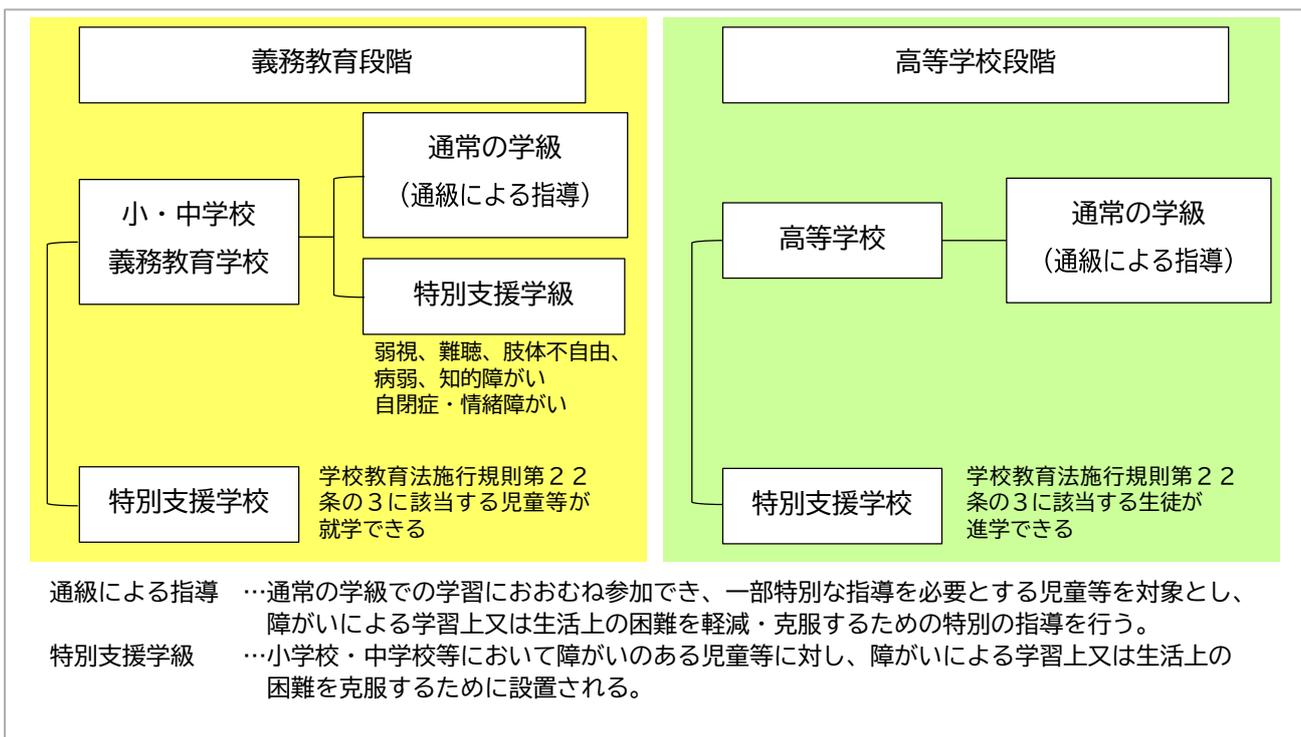


※「インクル COMPASS」のデータは、上の二次元コードからダウンロードできます。

## ☆多様な学びの場～特別支援学校・特別支援学級・通級による指導・通常の学級～

○インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

また、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童等の発達の状態等を勘案しながら見直しを図り、柔軟に変更できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。



以下の県Webサイト等公開資料を参照してください。 ※一例です



特別支援教育全体		特別支援学級	通級による指導	通常の学級	
「山形県の特別支援教育」	特別支援教育課公式X (旧Twitter)	「特別支援学級ハンドブック」	「通級による指導について」リーフレット	「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」	「クラスでできる支援ヒント集」
特別支援学校・小・中・高校の取組みや、相談窓口など載せた資料です。	特別支援学校や特別支援教育課の取組みについて紹介しています。	特別支援学級担当者の指導・支援等の手がかりとなる資料です。	「通級による指導」について説明し、指導・支援の参考となる資料です。	授業改善のための7つの視点を提案する資料です。リーフレットもあります。	児童等の具体的な困難から支援のヒントを紹介する資料です。

Q1 年度始めには何をしますか？

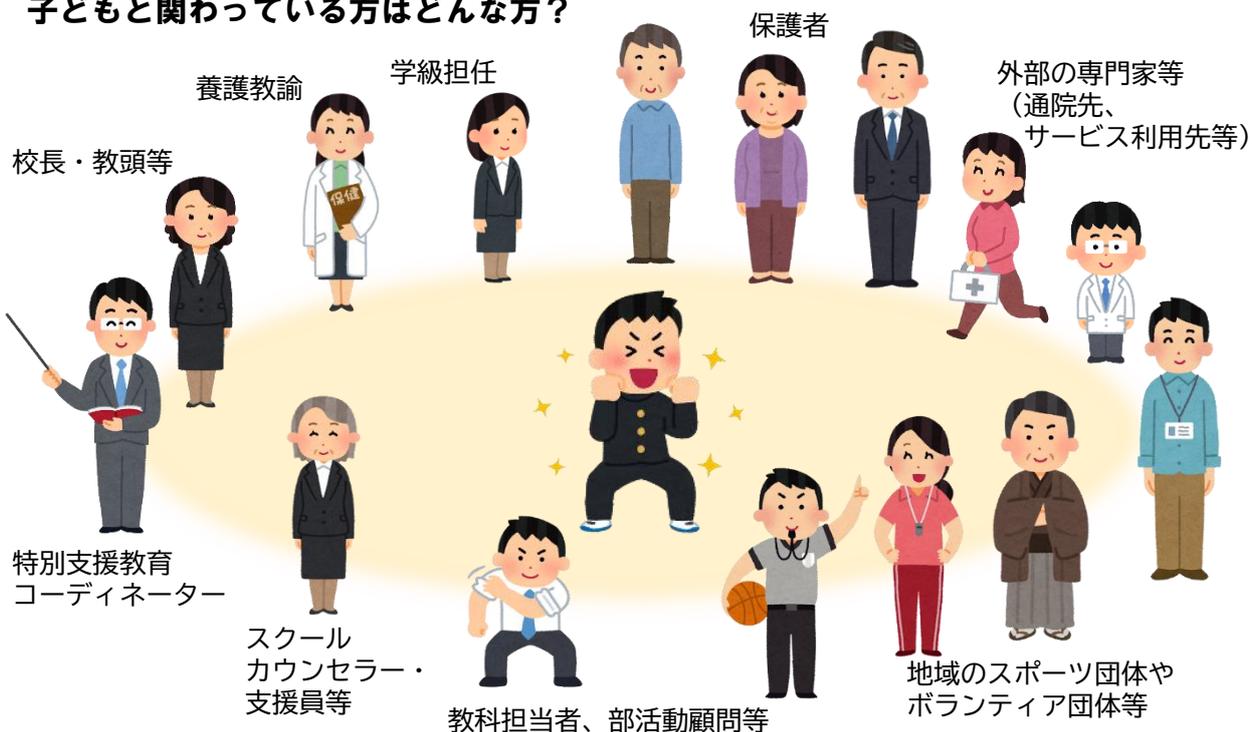
A1 児童等の情報の整理を行いましょう。

(例)	チェック欄
情報の取扱いに関する校内規定の確認（情報は誰が、何を、どのように参照できるか）	
児童等の情報の更新の有無の確認（クラス変更、住所変更等）	
新入生の引継ぎ内容の確認（必要な情報は入手出来ているか、不明な点は何か） （個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ）	



新任の方は、児童等に関する情報は、校内の誰が・どのような内容を・管理しているのか・引継ぎ方法はどのようにしているか、などを整理していくなかで、児童等について予備情報を得たり、勤務校の支援の経過や連携先などを知ったりすることができます。年度始めは忙しいものですが、児童等への効果的な支援のために、よろしくお願いいたします。

### 子どもと関わっている方はどんな方？



外部関係機関については、学校に保管されているリーフレットやチラシ、Webサイトなどについて、目を通しておきましょう。  
児童等の在籍数が多い学校は、情報収集を生徒指導担当者等と分担したり、情報を集約している関係者等を確認したりしておきましょう。



※ハンドブックの最終ページに[関係機関一覧を作成できる表](#)がありますので、ご活用ください。

## Q2 学級担任からどのような情報を収集しますか？

A2 偏りなく多角的に聞き取りましょう。  
チェックリストの活用も効果的です。

### ○年度始めには…

進級する際に担任が替わる場合には、児童等に関する情報（個別の教育支援計画や個別の指導計画）を引継ぎます。その際、新旧の学級担任間で教育上特別の支援を要する児童等に対する指導方針が異なることのないように、校長の指示のもと、その調整を行います。



### ○学期途中には…

学級担任等からの相談を受け、児童等について聞き取りを行います。その際、チェックリスト等を活用すると、聞き漏らしがありません。実態把握に基づく支援については、学級担任と相談する中で提案します。また、必要に応じて校内委員会でも提案し、学校全体で共有します。



### ○年度終わりには…

進級先における支援内容について、適宜、学級担任とともに保護者に伝えます。進学・転校する場合には、個別の教育支援計画等を引継ぎ・活用しつつ、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携しながら適切に支援内容等を引き継ぎます。



### Q3 校内委員会での役割は何ですか？

A3 特別支援教育コーディネーターは、学校内の特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担います。

#### 【参考】校内委員会の設置と運営は、校長のリーダーシップのもと行われます。

(文部科学省『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』)

##### 校内委員会の役割

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。  
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断\*<sup>1</sup>を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み\*<sup>2</sup>作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

\*1 障害の有無の判断を校内委員会や教員が行うものではないことに十分留意する。

\*2 各学校に在籍する児童等は、特別支援学校と異なり、全ての児童等が障害による学習上又は生活上の困難があるわけではないため、各学校における校内委員会の役割として、障害による困難のある児童等を早期に支援する仕組み(早期に気付くための教員の研修の実施、判断の参考となるツールの活用、保護者からの相談体制(合理的配慮の提供プロセス含む)、前の在籍校等からの支援内容の適切な引継ぎ体制等)を作ることが重要。



新規に設置する場合もあれば、既存の組織に校内委員会の機能をもたせる場合もあります。

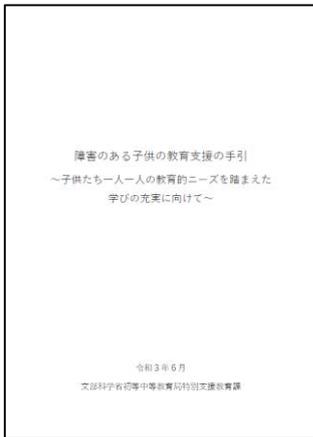


学校にはいろいろな役割をもった委員会が設置されています。特別支援教育コーディネーターは、自分が勤務する学校の校内委員会は独立した委員会なのか、既存の委員会に機能がもたされているのか、校内委員会の役割を委員が共通理解しているか、などを確認し、効果的な運営を目指しましょう。

# ☆コラム 教育的ニーズの把握について

○『障害のある子供の教育支援の手引』を参照してください。  
文部科学省のwebサイトからダウンロード可能です。

○【参考資料】として「優先的に読んでいただきたい項目一覧」が載っています。  
まずはここに載っている内容からご確認ください。



( [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm) )

「優先的に読んでいただきたい項目一覧」  
「①学校管理職の皆様へ」「②学級担任・担当の皆さまへ」

## 教育的ニーズの把握＝その子どもが主体的に学ぶために、どのような手立てが必要か？

教員による  
実態把握

巡回相談員や  
外部専門家への相談

(可能であれば)  
児童等から  
直接聞き取り

授業で〇〇することが難しくて…  
■■を使えると学びやすいです。

児童等・  
保護者と  
相談

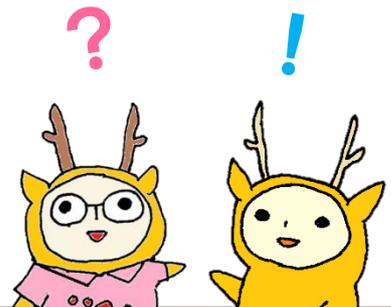


では■■を試してみましょ。次  
の面談では試した結果を  
振り返りましょ。

## ×指導者が指導するためのニーズ ○子どもが学ぶためのニーズ

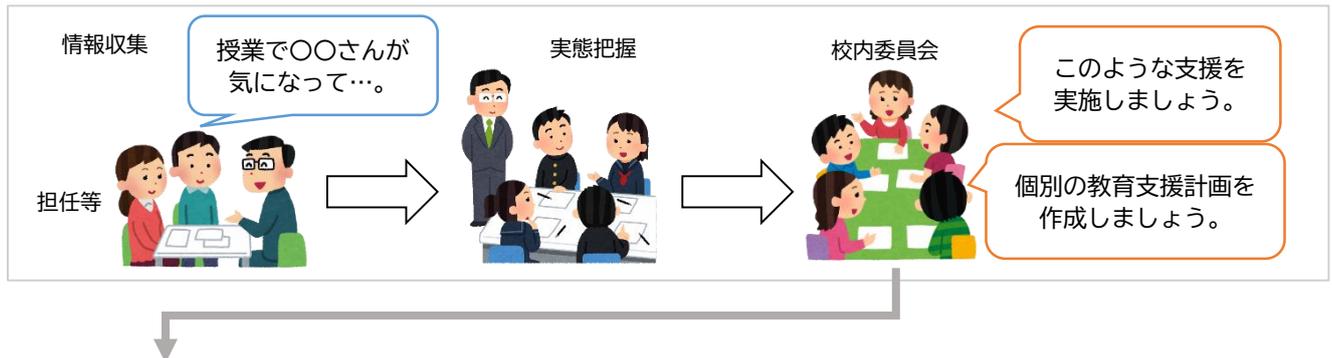
「自分はどのような環境だと力が発揮しづらいか・なぜ発揮しづらいか」  
「どのような活動は取り組みやすいか」  
「自分はどのような手立てがあると学びやすいか」……  
障がいがあるかどうか、支援を必要とするかどうかにかかわらず、  
児童等によって、得意と苦手はさまざまです。  
自分で学びを調整する力をつけるためにも、  
すべての児童等に「自分の得意・苦手」「あると良い手立て」を  
考える機会を設けると、ニーズの把握も行いやすいでしょう。

【参照：「サポートファイル」セルフ版→p11】



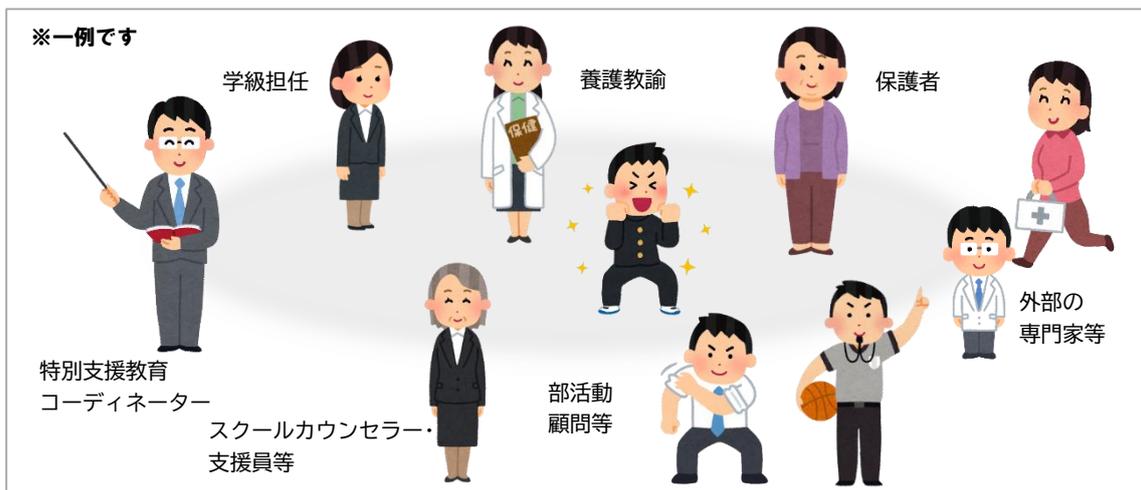
Q4 Q3の校内委員会の役割について、もう少し具体的にはどのようなことをしますか？

A4 教育上特別の支援を要する児童等への支援内容を考えるにあたり、ケース会議を開くことや、学級担任等と連携して個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成すること等、学校によってさまざまな役割があります。



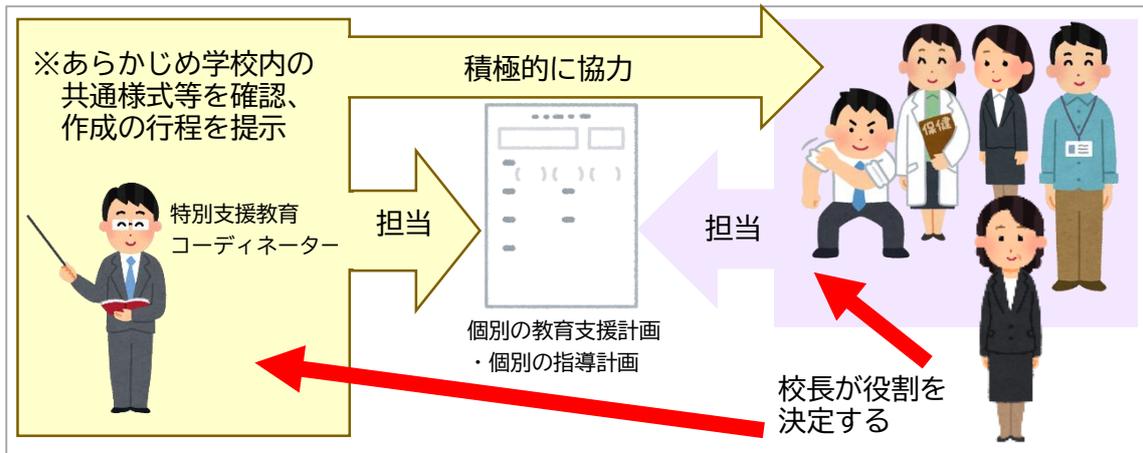
○支援内容の決定にあたっては、**ケース会議**が必要となる場合があります。

\* ケース会議＝個別に、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議。  
 必要に応じて、本人や保護者、外部の専門家等にも参画を求める。  
 児童等の状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行う。  
 ケース会議の結果は校内委員会で報告するなどし、全校の教職員の共通理解を図る。



1人の児童等には、いろいろな「関わりのある人たち」がいます。  
 「何か起きてから」ではなく、普段から連携し適切に情報共有を図りましょう。  
 「旧担任だけが情報を集約している関係者を知っていた」、「ある教科の担当者だけが効果的な支援方法を行っていた」ということのないように、年度始めに引き継ぎ資料を確認し、必要に応じてケース会議ができるように整理しておきましょう。

○個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する際には、校長の判断により、作成に関わる校内委員会の構成員の役割が決まります。



\*児童等への支援を行うにあたって、学級担任以外の教員等と共通理解を図って協力を求めたり関係機関と連携したりするためには、各学級担任等と連携して個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し活用することが有効です。

### 個別の教育支援計画の活用について

詳しくはリーフレットをご覧ください



進学先へ支援の内容を引き継ぎます〈タテの連携〉



福祉・医療・労働等と必要な情報を共有します〈ヨコの連携〉



進学先・利用先で支援内容を説明しやすい!



引継ぎや共有には本人・保護者の同意が必要です。

### 個別の指導計画の活用について

個別の指導計画は、個別の教育支援計画の内容をもとに、より具体的な指導目標や指導内容・方法等に係る計画です。



児童等一人一人の教育的ニーズを共有し、学校が一体的に指導・支援を行います。

指導・支援を受けた結果、児童等の学習上・生活上の困難の改善・克服につながったのか等、児童等を主体とした観点から、指導内容・方法等は定期的に見直しを行います。

## ☆コラム 「やまがたサポートファイル」について

- 県健康福祉部障がい福祉課が普及を図っている「支援と安心をつなげるツール」です。
- 「スタンダード版」と「セルフ版」があります。

### 「スタンダード版」

…保護者の方がお子さんの成長や発達について記すことで、お子さんのことをよく知る手がかりとなるだけでなく、成長に伴い、様々な相談をするときに説明する際のツールとなり、説明の負担を軽減しながらも支援者にお子さんの情報を的確に伝えることができます。

### 「セルフ版」

…就職を見据えて本人が記載するもので、自分の特徴やセールスポイントをまとめ、ファイリングを行うことで、支援機関や就職先に説明する際のツールとして活用できます。



詳細は山形県Webサイトをご覧ください。  
書き方を説明した「マニュアル」  
記入用ダウンロード資料、  
Q&Aや資料配布場所なども載った「チラシ」…  
などが掲載されています。



自分の特長やアピールしたいポイントをまとめたり、支援の求め方について学びいろいろな相談先に自分のことを説明したりすることは、障がいのある方にもない方にも必要な力です。

卒業後の生活を見据えて、「セルフ版」の「シート3：今の自分をよく知るシート」や「シート4：支援の工夫など、つなげたい情報」の記入を学級全体で行ってみると、自分の得意や苦手、必要な支援について知る機会になるのではないのでしょうか。

Q5 外部の関係機関との連絡調整とは、どのようなものですか？

A5 特別支援教育コーディネーターは連携の際の窓口になります。また、地域にどのような機関があり、どのようなときに連携するかということについて情報収集します。

○児童等の支援を行うにあたって、外部の関係機関に相談し、専門的な観点からの助言を受ける場合があります。その場合には、管理職と相談の上、特別支援教育コーディネーターが相手先とのスケジュール調整などの連絡を行います。

そこで、特別支援教育コーディネーターは普段から地域の関係機関について、どのような役割をもっているか、どのような支援内容を提供しているのか、等の情報収集を行い、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えます。

たとえば…



児童等が利用している  
放課後等デイサービス  
発達支援事業所  
子ども・若者総合相談センター



支援や発達について相談できる  
保護者：地域教育相談窓口  
保護者：にこにこ相談  
教職員：特別支援巡回相談



就職や卒業後の生活については  
ハローワーク  
就労移行支援事業所  
障害者職業センター  
障害者就業・生活支援センター



医療的見地について知りたい  
精神保健福祉センター  
理学療法士・作業療法士  
訪問リハビリテーション

～ 保育所等訪問支援 ～

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づくサービスで、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校など、児童等が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。保護者の依頼により、事業者が学校等を訪問し、当該児童等の集団への適応を支援するとともに児童等の特性をふまえた関わり方や環境の調整などについて助言します。保護者、事業者より、学校への訪問の依頼があった際は、互いに連携し、個々の児童等に適切な支援を共に考えていきましょう。



「何か起きてから」初めて連絡しようとする、気が焦ってしまうかもしれません。〈研修会や協議会で同席した際に名刺交換する〉、〈前年度の記録に載っている連携先は一覧にまとめておく〉、〈特別支援巡回相談の依頼は年度始めに行う〉、など、予防的な観点から、「日常的な連携」を心がけましょう。

**Information**



右の二次元コードを読み込むと、関連する山形県Webサイトを閲覧できます。適宜ご参照ください。



障がい者福祉



発達障がい



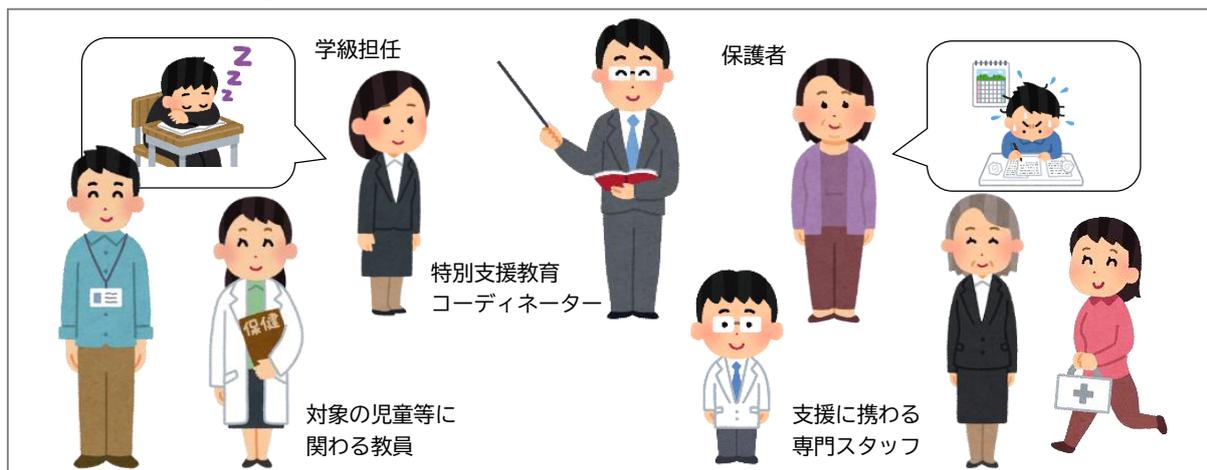
障がい者就労

Q6 保護者に対する相談窓口とは、どのようなものですか？

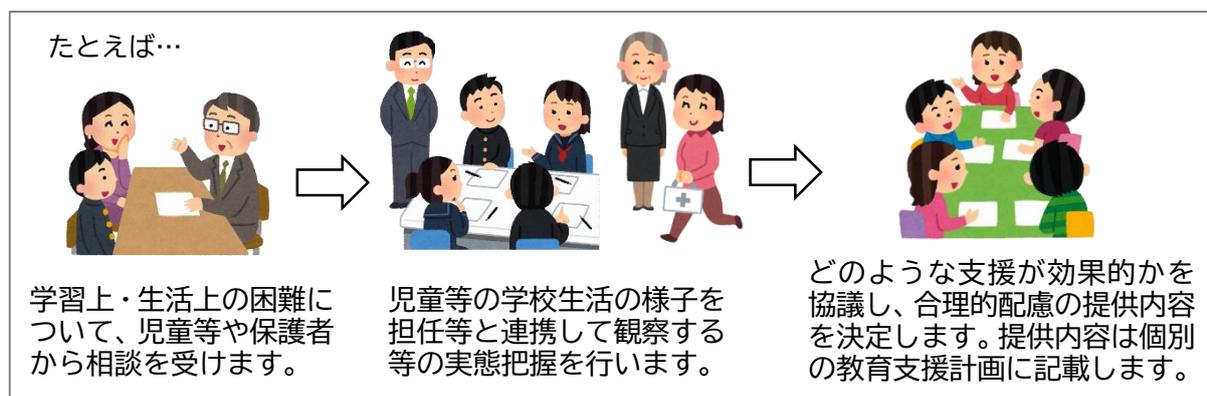
A6 一般的な連絡は学級担任が行います。  
特別支援教育コーディネーターは、支援を要する児童等の保護者からの相談について、支援内容や合理的配慮の提供などの相談窓口を担います。

○教育上特別の支援を要する児童等の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。その際は、学級担任と連携を図りつつ、対応することが重要です。

○教育上特別の支援を要する児童等は、環境によって状態が異なることが多く、学校と家庭では様子が違っていることもあるため、学級担任と保護者とは、考え方が異なる場合もあります。そのようなときには、対象の児童等に関わる教員や支援に携わる専門スタッフが集まり、保護者とともに関わる解決策を考えていくような話し合いの形態をとることも有効です。



○特別支援教育コーディネーターは、学級担任とともに、児童等本人や保護者等から、合理的配慮の提供にあたっての相談窓口としての役割も果たします。



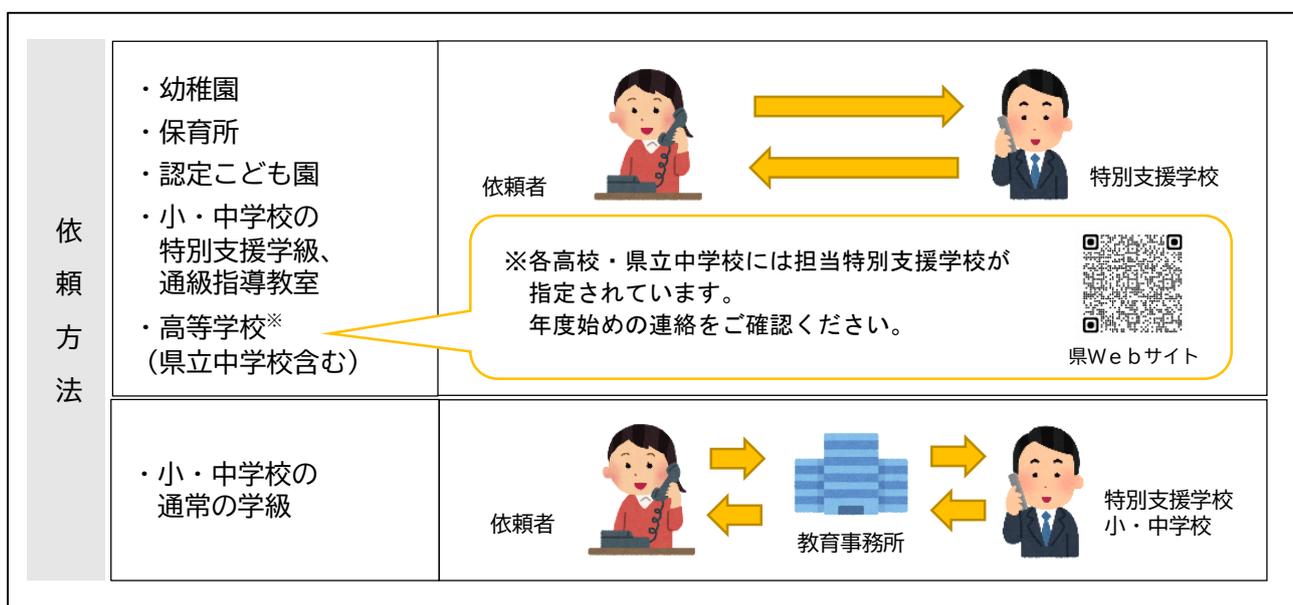
Q7 巡回相談では、どのような相談ができますか？

A7 巡回相談は支援者を支援するための事業です。  
特別支援学校のセンター的機能として特別支援教育課で  
実施する「特別支援巡回相談」と、各市町村教育委員会で  
運営する「巡回相談」の2種類があります。

○「特別支援巡回相談」は……特別支援学校のセンター的機能等として、  
幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高校等の担当者を支援します。

\*たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・特別支援教育の研修会の講師や授業研究会の指導・助言を依頼したい。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園、学校で特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。



○各市町村教育委員会が主催する「巡回相談」は……

実施している各市町村に問い合わせてください。



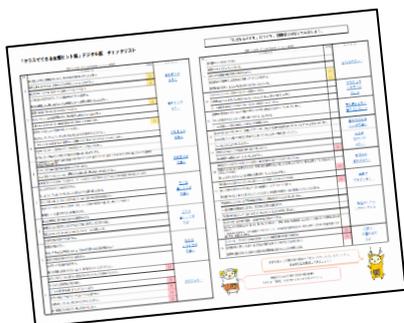
Q8 児童等の実態把握は、どのように行いますか？

A8 まず、学習面・行動面で気になる児童等の情報を、特別支援教育コーディネーターや校内委員会が把握できるような校内体制をつくります。  
そのうえで、児童等の観察等にもとづき実態把握を行います。

○自校のこと・特別支援教育CO自身のことについて、確認してみましょう。

(例)	チェック欄
気になる児童等についての相談の流れについて、全教職員が把握している。 (役割分担一覧に「特別支援教育コーディネーター」が誰か記載されていますか？) (特別支援教育コーディネーターや校内委員会について年度始めに説明しましたか？)	
実態把握をするときに相談することができる関係機関について理解している。 (連絡先や相談の流れについて整理されていますか？)	
実態把握の目的について、教職員は理解している。 (年度始めの会議等で説明しましたか？) (校内委員会は、実態把握の結果をもとに何を協議するか共通理解していますか？)	

○「クラスでできる支援ヒント集 活用のためのチェックリスト」も活用できます。



- 気になる児童等についてあてはまる内容をチェックしていきます。
- チェックした内容が多い項目について、「支援内容のヒント」を確認し、支援について考えます。
- チェックがつかない項目には、児童等の「得意なこと」を見取るヒントがあるかもしれません。



市販のチェックリストやアセスメントツール等を活用することも考えられますが、あくまでも実態把握の目的は、適切な支援・指導の方法を検討する材料集めです。「〇〇という結果だから～～すればいい」と短絡的に判断することはできません。実態把握で得られた情報をもとに、児童等の得意を生かして、どのように教育上の特別な支援をするかを、校内委員会やケース会議で検討しましょう。必要に応じて、巡回相談員や外部専門家の助言を求めましょう。

## ☆コラム みんなで「次の一手」を考えるために

○教育局特別支援教育課主催の研修では、「ホワイトボードでできる解決志向のチーム会議\*」を参考にしたケース会議の模擬演習を行っています。

参考：令和5年度第2回 高等学校特別支援教育コーディネーター研修会兼特別支援巡回相談員養成研修会



「気になる生徒・キュウリさん」に関する再現動画※を視聴し、支援内容を検討する、というケース会議の模擬演習を行いました。演習では、ホワイトボードの代わりに、必要項目を書き出したA3プリントを使用しました。

### 手順

- ①ファシリテート役が場を開く
- ②目標＝今日のゴールの設定
- ③動画を視聴して気づいたことの報告
- ④リソース探しのための質問
- ⑤目標の再確認、場合によってはメンテナンス
- ⑥ブレインストーミングで解決案を出しあう
- ⑦次の会議までに行うことを決定する（行ったことの有効性を次の会議で検証する）
- ⑧本日の会議の振り返り

② 目標 「キュウリさんが話してくれるようになる」

↳無理に話すのは…  
→ 意思表示できるようになる

### ③ 困難な状況

- ・場面緘黙？
- ・周りの子の支援がない
- ・発信できない
- ・人間関係が限定的  
本人がどうしたいか

### リソース

- ・成績良好
- ・目標有
- ・提出物◎

### ⑤ 必要な配慮

- ・メモを準備し、いつも持つようにする（担）
- ・選択肢を提示する（授）
- ・支援しすぎないで本人に任せる（家）
- ・進路希望達成のためにつけたい力を考えられるよう支援する（担・SC）
- ・視覚情報（担・授）

○必要なことを必要な時に表出できる方法を一緒に考える 例：連絡カード作成、

手帳で報・連・相の練習

**それが必要だと本人が自覚することが大事！**

次回 ○月○日 ○○時

## ホワイトボード演習例

（担）＝担任等、誰がどのように支援するか決定したことを略記号で示している

\*佐藤節子編著『ホワイトボードでできる解決志向のチーム会議』図書文化社、2021

※再現動画は県教育局高校教育課の協力を得て作成しました。「気になる生徒を演じることで、生徒の状況や気持ちを考えてみるのができた」という感想もありました。台本は配布可能ですので、実演の上演習してみてください。

## Q9 よく使う用語には、どのようなものがありますか？

A9 次の表をご確認ください。

い	医ケア	「医療的ケア」の略。
い	医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引その他の医療行為をいう。
い	インクルーシブ教育システム	「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人とない人ができるだけ同じ場で共に学び仕組みのこと。
え	SSW	「スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)」の略。→p18
え	SST	「ソーシャルスキルトレーニング (Social Skill Training)」の略。→p19
え	SC	「スクールカウンセラー (School Counselor)」の略。→p18
え	ST	「言語聴覚士 (Speech-Language-Hearing Therapist)」の略。→p17
お	OT	「作業療法士 (Occupational Therapist)」の略。→p18
が	外部専門家配置事業	山形県教育局特別支援教育課の事業。外部専門家として作業療法士を任用し、特別支援学校における発達障がいや自立活動の専門性向上や巡回相談への同行によるノウハウとスキルの向上を目的として、県立特別支援学校8校に派遣している。特別支援学校の児童等の実態把握、指導・支援方法の助言を行う校内支援と、巡回相談に同行しての外部支援がある。
き	教育相談	児童等が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成することを目的とした働きかけ。この点において生徒指導と教育相談は共通しているが、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。
き	教育的ニーズ	児童等一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。
げ	言語聴覚士	言語障がいや聴覚障がい、ことばの発達の遅れ、声や発音の障がいなどの問題の本質や発言メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練・指導・助言・その他の援助を行う専門職。医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。

ご	合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜。
さ	作業療法士	日常生活に関わる全ての諸活動を「作業」と呼び、「基本的な動作能力」「応用的動作能力」「社会的適応能力」の3つの能力を維持・改善し、「その人らしい」生活の獲得を目標にするリハビリテーションの専門職。 「発達支援」として学校等と協働して子どもたちの発達と環境の課題を整理し、関わり方を提案・実践する。
し	社会モデル	障がいの「社会モデル」とは、障害者権利条約の基本理念である。障がいのある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障がいのある人ご自身の心身のはたらきの障がいのみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方。 ※障がいの「社会モデル」に対し、障がいは個人の心身のはたらきの障がいによるものであるという考えを「医学モデル」という。
し	就労支援コーディネーター	山形県教育局特別支援教育課の事業において配置。特別支援学校や高等学校の生徒の現場実習先・就労先の開拓や、企業に対しての障がい者雇用について理解啓発等を行う。
し	障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳を持っている場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。
し	身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳。原則、更新はないが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがある。
す	スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で、児童等及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童等に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す仕事である。
す	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するもの。問題を抱えた児童等に対し、そのおかれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

せ	精神保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。等級は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級までである。手帳の有効期間は2年間となっているので、有効期限の延長を申請する必要がある。
そ	ソーシャルスキルトレーニング	さまざまなプログラムを通して対人関係など社会生活に必要なスキルを学んでいく支援のこと。
と	特別支援教育コーディネーター	学校内外の関係者や医療等との関係機関との連絡調整、保護者の相談窓口などの役割を担うものであり、すべての校種で指名が求められている。
と	特別支援教育支援員	小・中学校において障がいのある児童等に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童等に対し学習活動上のサポートを行ったりする。
と	特別支援巡回相談	山形県教育局特別支援教育課の事業。幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高校等の担当者を支援する。相談員は、特別支援学校および小・中学校の教員が任命されており、年2回養成研修会が開催されている。
ぴ	P T	「理学療法士 (Physical Therapist)」の略。
ほ	保育所等訪問支援	保護者の依頼により、障がい福祉サービス事業者(所)の職員が、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)に通う児童等について、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。支援には、児童等本人に対する支援、訪問先施設の職員に対する支援、家族に対する支援がある。
り	理学療法士	ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。障がい児・者への関わりとしては、心身機能の改善・維持・悪化の予防を図る。一人一人にあった運動を促し、環境整備、補装具の提案を通じて生活しやすい環境づくりを支援する。また、自立につながる就労支援や課題を解決するための相談に対する支援などにも関わっている。

り	療育手帳	療育手帳制度は、手帳を提示することにより、知的障がい児（者）が各種の援助措置を受けやすくすることを目的にしたもの。障がいの程度は、A（重度障がい）とB（中軽度障がい）に分かれている。判定は、18歳未満の児童等は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われる。交付後、障がいの程度を確認するため、再判定を受ける必要がある。再判定の時期は療育手帳に記載された「次の判定年月日」となる。
---	------	---

### ○在学中に児童等が利用している可能性がある関係機関等

じ	児童発達支援	施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
そ	相談支援事業所	障がいを持つ方の日常生活全般にわたる相談を受けて、一人一人にあった、自立した日常生活を送るための計画、支援及び相談を行う。 障がい児通所サービスの支給決定にあたっては、市町村が指定する指定障がい児相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画案（サービスを必要とする個人ごとに、どのような目標で、どのサービスをどれくらい必要であるかが記載されているもの）の提出が必要である。
ほ	放課後等デイサービス	学校に就学している児童等につき、授業の終了後または休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
ほ	放デイ	「放課後等デイサービス」の略。
ほ	訪問リハビリテーション	健康状態を害した人だけでなく、健康状態を損なう恐れのある者及びその家族や生活を共にする地域住民のすべてを対象ととらえ、その対象者が生活を営む圏域（地域）に出向き、リハビリテーションの立場から行われる支援のすべての総称。

### ○卒業後の生活や就労関係

こ	公共職業安定所 （ハローワーク）	仕事を探している方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスが無償で提供する、厚生労働省が運営する総合的雇用サービス機関。「職業紹介」のほか、「雇用保険」「雇用対策」などの国の精度を組み合わせ、地域のニーズに応える雇用支援を実施している。障がいのある方向けに専門的に相談にのる窓口を設置しており、専門知識のあるスタッフが担当者制によってきめ細かな支援を行う。
し	就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援。通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援を行う。利用者ごとに、標準期間（24カ月）内での利用。

し	就労継続支援事業 A型	一般の事業所への就労は難しいものの、継続して就労できる方に、雇用契約に基づいて就労や生産の機会を提供し、就労のために必要な知識や技能を習得させる。意欲や能力の高まりに応じて一般の事業所への就労へ向けた支援を行う。 (利用期間の定めなし)
し	就労継続支援事業 B型	雇用契約に基づく就労が難しい方に対して、雇用契約に基づかない就労や生産の機会を提供する。意欲や能力の高まりに応じて一般の事業所への就労へ向けた支援を行う。(利用期間の定めなし)
し	障害者就業・生活支援センター	就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の方が抱えている悩みや相談ごとに、雇用や福祉の関係機関と連携して、就業面だけではなく生活面も含めた支援を行う。山形労働局と県が共同で運営しており、無料で相談などに応じている。
し	障害者職業センター	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各都道府県に設置された職業リハビリテーション機関。障がいのある方、事業主の方、関係機関の方に対し、職業相談、雇用に向けての相談、助言・援助等を行う。就職のための相談・支援、就職後のフォローアップ、復帰のための相談など、一連の就労支援を行う。障がいの原因及び種別については限定していない。また、利用料は無料。
し	職セン	「障害者職業センター」のこと。
じ	自立訓練	身の回りのことを自分でできるように、生活リズムを身につけるなど、障がいのある方が地域で生活するための支援。
せ	生活介護	障がいのある方の日中の活動の支援。食事・入浴・トイレ等介護サービスも行う。
ち	地域移行支援	入所施設や精神科病院等（施設等）からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、施設等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援。
ち	地域活動支援	障がいのある方の地域生活に関する日中の活動（生産活動・余暇活動等）の支援。 (介護サービスは含まれない)
ち	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援。
な	なかぼつ（なかぼつセンター）	「障害者就業・生活支援センター」の略。名称の途中に中黒点（・＝なかぼつ）があることから。

は	ハローワーク	「公共職業安定所」のこと。
ろ	労働局	厚生労働省の地方支分部局であり、都道府県労働局は全国47都道府県に設置されている。業務内容は、職業安定業務、労働基準業務、雇用環境・均等業務など。

## ☆関係機関一覧

※勤務校の児童等に関する機関や地域の関係機関について記入してください。

※欄が足りない場合は適宜加えてください。

分野	名前	連絡先（住所・電話番号）
教育		
福祉		
労働		
記入例	山形県教育局特別支援教育課	山形市松波 2-8-1 電話 023-630-2867